

# NEWSLETTER



大阪女学院大学 大阪女学院短期大学

教 員 養 成 セ ン タ ー

● 巻頭エッセイ「働き方改革つれづれ」(中垣芳隆)	1
● 2019年度 教員免許状更新講習(夫 明美・大塚朝美)(松尾 徹・東條加寿子)	2
● 私たちの先輩	2
● 教職コラム1「涙の数だけ強くなれる」(山本淳子)	3
● 教職コラム2「『ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー』から垣間見るイギリスのシティズンシップ教育」(松尾 徹)	3
● 授業の玉手箱「'Small talk'の活用」(大塚朝美)	4
● 第5回・第6回教職勉強会	4
● 教職勉強会から「公立中学校・高等学校の講師について」(森 均)	4
● 2019年度 教育実習(福島知津子)	4
● 2019年度 教員養成センターの教育活動	4
● 編集後記	4

## 巻頭エッセイ

## 働き方改革つれづれ

中垣 芳隆

過日の朝日新聞のVoice欄に高校生の次のような主旨の投書が掲載されていた。

「私は先生という仕事に憧れてきたが、教育についての最近の報道を見ると、その前向きな意思が揺らいでしまう。・・・教育現場のブラック化の改善も聞かれない。今のままでは、若い人たちは、教員という仕事に魅力よりも不安しか感じないのではないかと。志望者も減り、ますます教育現場の環境が悪くならないか。私が先生になったとき、この仕事についてよかった、と思えるような環境になることを心から願っている。」

教育現場の環境といえば、長時間労働に代表される「ブラック職場」の有り難くない代名詞を初めて耳にして以来、各校種の先生方から、事態がめざましく改善したという話は残念ながら聞いたことがない。

労働時間の現状を、例えば学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査であるOECD国際教員指導環境調査(TALIS)に当たると、2014年の第2回調査の結果によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長(日本53.9時間、参加国平均38.3時間)教員の本来業務である授業以外の業務に追われている傾向にあることが見てとれる。

また、文科省の2016年の調査によると、驚くべきことに厚生労働省が定める「過労死の労災認定のライン」の月80時間を超える時間外勤務時間数のラインに、小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が既に達している。

こうした状況の改善を図るべく、この秋の国会において、今年1月に文科省が定めた「残業時間の上限の目安を月45時間、年360時間とするガイドライン」を「指針」に格上げして法的に位置付けるとともに、「一年単位の變形労働時間制」を導入する教職員給与特措法(給特法)改正案が可決された。

本法案は、教員の働き方改革について本年1月に出された中央教育審議会答申を受けたもので、その内容は「年度初めなど、忙しい学期中の勤務時間を延長する代わりに、夏休みにまとめて休みを取ることができるよう、自治体の判断で2021年4月から導入できるようにする」というもの。

この法案については、現場教員からの3万筆以上の反対の署名が国に提出されるなど、必ずしも歓迎されてはいないようである。反対の理由としては、變形労働時間制は教員の長時間労働や時間外勤務の実態を固定化し、恒常化する懸念がある。繁忙対応型の變形労働時間制の導入は繁忙期の職務負担が非常に大きく、肉体的にも精神的にも疲労が深くなり、教員の生活設計や健康等に影響が及ぶおそれ強い、等々。

また、給特法に関わっては、従来から「定額働かせ放題」と言われる、月額給与の4%に相当する額を基準として教職調整額を支給する代わりに、時間外勤務手当や休日勤務手当の支給を行わないことを定めた条文は現行のまま。

現在の教職調整額は、1966年度の「教員勤務状況調査」の結果から、想定される1週平均の超過勤務時間が8時間程度であったことが積算の根拠となっているが、上述したように、小学校教員で3割、中学校教員で6割が「過労死の労災認定のライン」である80時間を超える超過勤務時間となっている現状からすると、制度のほうがか完全にアウト・オブ・デートとなっているにもかかわらずである。

中教審答申の文言に「学校における働き方改革の実現により、教師は‘魅力ある仕事’であることが再認識され、これから教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができる、云々」とある。

冒頭の高校生の訴えと答申の文言に応えることができるよう、文科省をはじめとする教育行政には教員数増、チーム学校等々の総合的な施策の着実かつスピーディな実施とともに、現場教員の不安に対する丁寧な説明が望まれる。